測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口	人

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　法附則第五条の二第二項ただし書の規定に基づき行う補正は、段階補正及び経常態容補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の二に定めるところによるものとし、市町村の段階補正係数が、十五・〇〇〇を超えるときは、十五・〇〇〇とする。

5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正に用いる率は、経常態容補正Ⅰ係数及び経常態容補正Ⅱ係数を合算して得た率とする。

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.3×Ａ＋0.2×Ｂ＋0.1×Ｃ＋0.1×Ｄ＋0.1×Ｅ＋0.1×Ｆ＋0.1）×0.994 0.3×Ａ、0.2×Ｂ、0.1×Ｃ、0.1×Ｄ、0.1×Ｅ及び0.1×Ｆに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（0.3×Ａ＋0.2×Ｂ＋0.1×Ｃ＋0.1×Ｄ＋0.1×Ｅ＋0.1×Ｆ＋0.1）×0.994に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 Ａ　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅰ $A=\frac{a-b-(\alpha+\beta+\gamma)}{b\times(-0.144)}$ $\frac{a-b-(\alpha+\beta+\gamma)}{b}$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 ａ　平成21年から平成25年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の職員数の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ｂ　平成５年から平成９年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の職員数の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） α　平成21年度から平成25年度までの各年度において都道府県分の小学校費の算定に用いた小学校の教職員数、中学校費の算定に用いた中学校の教職員数及び特別支援学校費の算定に用いた特別支援学校の教職員数（小学部及び中学部に係るものに限る。）の合計数（岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県及び新潟県にあつては、平成24年度及び平成25年度の東日本大震災復興特別会計予算から交付される義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号）第２条の規定による負担金を受ける教職員の数として総務大臣が調査した数を加算するものとする。）を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から平成５年度から平成９年度までの各年度において都道府県分の小学校費の算定に用いた小学校の教職員数、中学校費の算定に用いた中学校の教職員数及び特殊教育諸学校費の算定に用いた特殊教育諸学校の教職員数（小学部及び中学部に係るものに限る。）の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数（負数となるときは０とする。） β　平成21年度から平成25年度までの各年度において警察費の算定に用いた警察職員数の合計数（千葉県にあつては各年度の警察職員数に警察法施行令附則第25項により加えられたものの数を、岩手県、宮城県及び福島県にあつては平成24年度及び平成25年度の警察職員数に同令附則第29項により加えられたものの数を加算するものとする。）を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から平成５年度から平成９年度までの各年度において警察費の算定に用いた警察職員数の合計数（千葉県にあつては各年度の警察職員数に同令附則第25項により加えられたものの数を加算するものとする。）を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数（負数となるときは０とする。） γ　平成23年度から平成25年度までの各年度において東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。）を採用した特定被災地方公共団体である県について、当該職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条、第28条の４第１項及び第28条の６第１項並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第３条及び第４条に規定する職員であつて、各年度の４月１日において在職している職員の数として総務大臣が調査した数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） Ｂ　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅱ Ｂ＝－0.12×ｃ＋13.000 算式Ⅱの符号 ｃ　一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第６条第１項別表第１のイに規定される行政職俸給表（一）の適用を受ける職員（以下この表において「国の職員」という。）の俸給月額に対する当該地方団体の地方公務員給与実態調査における一般行政職の職員の給料月額について、当該地方団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員の数を乗じて得た数の総和を国の職